

年金における公私の境界

堀 勝 洋

はじめに

近年、世界の各国で年金制度を抜本的に見直す動きが強まっている。例えば、ドイツ、イギリス、スウェーデンなどで、公的年金の支給開始年齢の引上げ、給付の適正化等の措置が講じられた。これは、経済が停滞し失業率が高どまりする中で高齢化が進み、国の財政赤字に伴う国債が累積する一方、経済面での競争が激化している（メガ・コンペティション）ことがその背景にある。このため、国の役割を縮小し、民間の効率性や活力を活用して、それを乗り切ろうとする動きが顕著にみられる。年金制度の分野においても、例えばイギリスでは従来のように企業年金だけではなく、個人年金にも国の2階部分の年金（SERPS：state earnings-related pension scheme）の適用除外を認めたり、これら適用除外の年金に一定程度のスライドを義務づける措置が採られている。また、チリでは、国が運営する公的年金制度に代えて、民間が運営するが強制加入で拠出建ての年金制度を導入した¹⁾。このように従来全然別個のものと考えられていた公的年金と私的年金の境界は、現在では必ずしも明確ではなくなっている。

ところで、年金には多種多様なものがある。年金は長期にわたって定期的に支給される金銭（現金）の給付であるため、稼得能力がほぼ永久に喪失したとみなされる老齢（退職²⁾）、障害又は死亡を事由として支給されるのが一般的である。傷病、出産、失業などによっても所得が低下・喪失

するが、これらは一時的なことが多いので、これらを事由とする金銭の給付は定期的ではあっても有期であるのが通常である。このため、わが国ではこれらに対する給付は年金ではなく手当（金）と呼ばれることが多い。

障害又は死亡を事由として支給される年金には、特定の傷病に起因した障害又は死亡に対するものと、一般の傷病に起因したものに対するものがある。前者に属するものとしては、労災事故の被災者、戦争犠牲者などに対する障害年金や遺族年金がある³⁾。後者に属するものとしては、国民年金、厚生年金などの障害年金及び遺族年金がある。障害又は死亡を事由として支給される年金は、公的なものは数多くある。しかし、私的なものは、一時金かそれを一定期間分割払いするものが大半である（例えば、損害保険会社の年金払積立傷害保険、団体長期障害所得補償保険など）。したがって、年金における公私の境界について論ずる本稿においては、以下では老齢年金を中心に論ずることとしたい。

老後の生活を支える公的年金の典型的なものとしては、全額公費を財源として政府によって支給される年金がある。わが国では、老齢福祉年金、恩給、国会議員互助年金等をその例として挙げることができる⁴⁾。私的年金の典型的なものとしては、若いときに積み立てた資金を老後に取り崩していく貯蓄型の個人年金がある⁵⁾。この型の個人年金に、長生きのリスクをカバーする保険の仕組みを取り入れた保険型の個人年金がある⁶⁾。これは私的年金であるが、保険の仕組みを取り入れた年金には社会保険による年金もある。わが国の国

表1 保険の仕組みの利用の有無による公的年金と私的年金

	保険の仕組みを利用しない	保険の仕組みを利用する
公的年金	公費負担年金	社会保険年金
私的年金	貯蓄型の個人年金	保険型の個人年金

民年金、厚生年金等であり、これらを公的年金という。このほか、企業が年金の費用を負担する企業年金があり、これは基本的には私的年金に位置づけられる。ただし、わが国の企業年金の中でも、厚生年金基金による年金は後で検討するように公私年金の境界に位置する。

表1は、公的年金と私的年金とを保険の仕組みの利用の有無で区別したマトリックスに、典型的な年金を当てはめたものである。このうち、保険の仕組みを利用しない年金の財源は、公的年金は公費であり、私的年金は貯蓄であって、この両者は全く異なる。しかし、保険の仕組みを利用した年金については、この表1に掲げた典型的な公的年金である社会保険年金公的年金保険と典型的な私的年金である保険型の個人年金（個人年金保険）との中間に、極めて多様な形態の年金がある。この両者は、いずれも保険料⁷⁾を納めた結果として年金を受けるという面では、基本的に同じ仕組みであるからである。

公私年金の境界を論ずることが課題である本稿では、まず公私年金を区別する基準を明確にする必要がある。このため、以下のⅠにおいては、保険の仕組みを利用した老齢年金を例にとってこの問題を検討する。Ⅱでは、この基準をわが国の様々な年金制度に当てはめて、その性格が公的なものか私的なものかについて論ずる。最後のⅢでは、世界各国における近年の公的年金と私的年金との融合化現象について論ずる。

Ⅰ 公的年金と私的年金の区別に関する一般的基準

本稿の課題である年金における公私の境界を論ずるには、まず公的年金と私的年金の違いを明らかにする必要がある。そこで、前節で述べた公的

年金の典型としての国民年金及び厚生年金と、私的年金の典型としての個人年金保険（以下「個人年金」という）とを、以下のような幾つかの項目ごとに比較する。この比較の結果から、公的年金と私的年金とを区別する一般的な基準を抽出する。

（１） 目 的

国民年金及び厚生年金の老齢年金も個人年金も、その直接的な目的は老後の生活費の確保である。ただし、個人年金はこれら公的年金を基礎に、老後の生活費を上乗せすることにより、より豊かな生活が送れるようにすることを目的としている。それだけでなく、個人年金には、公的年金が支給されるまでの間の生活保障を目的としたいわゆるつなぎ年金としての役割もある。これらはいずれも公的年金の補完を目的とするものであるが、前述したようにイギリスでは2階部分の公的年金を個人年金が行うことが認められており、これは補完というより代替である。

国民年金及び厚生年金のより高次の目的は、社会保障制度の一環として、社会連帯により国民の生活の安定や福祉の向上を図り、憲法25条に規定された権利の実現を図ることである。公的年金にはこのような公共目的があるが、個人年金は基本的に自分（及び配偶者）の生活の向上だけが目的である。これは年金受給者側の目的であるが、事業者側の目的としては、個人年金事業による利益の追求と分配を目的とするものがある。公的年金の実施主体はこのような営利目的をもたないが、個人年金でも郵政省による簡易生命保険の年金保険及び相互会社としての生命保険会社によるものは、本来事業者自体の利益追求を目的とするものではない。

（２） 責任主体

年金保険の実施事務については、①制度の企画立案、②保険料の徴収、③年金の支給、④収支のバランスを図る財政責任の遂行等に分けることができる。公私の年金の中間的な年金には、この役割を公私で分担しているものがある。しかし、先に挙げた典型的な公的年金である国民年金及び厚生年金では、これらすべての事務を国又は地方公

共団体が行っている。これに対し、個人年金は、基本的に生命保険会社、協同組合等の民間団体が行っているが、簡易生命保険の年金保険については郵政省が行っている。

(3) 適用

国民年金及び厚生年金は原則として強制適用であるが、個人年金は任意加入である。

(4) 給付

国民年金も厚生年金も物価、賃金等の上昇率に応じて年金額が引き上げられるが、個人年金ではスライドがなされない。なお、通増型の個人年金は、スライドとは全く異なるものである(堀(1993) p. 8)。

個人年金については、納めた保険料の総額(納付保険料総額)と受け取る年金の総額(受給年金総額)の間に保険数理的な均等関係があるべきだという給付反対給付均等の原則が守られている。郵政省による簡易生命保険の年金保険でもそうである。これは、この原則が守られなければ損をする者と得をする者が生じ、任意加入の個人年金では得をする者だけが加入して、保険が成り立たなくなるからである。

これに対し、国民年金及び厚生年金では、給付反対給付均等の原則は守られていない。国民年金の基礎年金には、そもそも国庫負担があるため、納付保険料総額と受給年金総額の間に均等関係は成立しない。また、社会保険においては、「拠出は能力に応じ、給付はニーズに応じ」という基本原理⁹⁾に即した制度設計がなされている部分があるため、所得再分配が必然的に伴うからでもある。わが国の公的年金におけるこの原理に即した具体的な制度を、以下三つ挙げてみたい。①被用者(国民年金の第2号被保険者)に対する1階部分の基礎年金の額は、保険料が賃金比例の応能負担であるにもかかわらず、定額である。②保険料の負担能力のない被用者の被扶養配偶者(第3号被保険者)については、自らは保険料を納めずに基礎年金を受けることができる¹⁰⁾。③女性は男性より長生きであるにもかかわらず、個人年金と異なって老齢年金額も保険料額も男性と同様にして計算される。

自営業者等(第1号被保険者)については、定額の保険料で定額の年金を受けるが、納付保険料総額と受給年金総額との間に保険数理的な均等関係は制度上全く保障されていない。厚生年金の額も、期間比例及び賃金比例で計算はされるが、給付反対給付均等の原則は守られていない。このように制度内で所得再分配がなされて損得が生じて、公的年金は強制加入させることにより制度は成り立つ。

国民年金も厚生年金も、給付額があらかじめ確定している給付建ての年金である。ただし、物価、賃金等の上昇に応じてスライド及び賃金の再評価がなされるため、私的年金の給付建てとは全く意味が異なる。個人年金には、拠出した保険料と積立金の運用利回りによって給付額が変わってくる拠出建ての年金もあり得る。しかし、わが国では、拠出建ての年金には税制上の優遇措置が認められていないため、現在のところ給付建ての年金しかない。

(5) 保険料

自営業者等(第1号被保険者)に対する国民年金の保険料は定額であるが、厚生年金の保険料は定率であり、応能負担である。これに対して、個人年金の保険料は完全な応益負担であり、受け取る年金の額、支給開始年齢、支給期間、保険料の納付開始年齢等に応じて保険料額が異なってくる。それだけでなく、国民年金及び厚生年金と異なっており、男女の平均余命の差に応じて保険料額に差が設けられている。

(6) 財源

国民年金の基礎年金の財源は、各年金保険者からの拠出金(これは、各制度の保険料とその積立金の運用収入によって賄われている)と国庫負担(地方公務員については地方公共団体の負担)である。ただし、厚生年金には国庫負担は原則としてない。個人年金には、公費負担がなされていない。

(7) 財政方式

基礎年金については独自の積立金はなく、賦課方式で運営されていると考えてよい¹¹⁾。国民年金及び厚生年金は、修正積立方式で運営されてい

る。個人年金は、完全積立方式で運営されている。

(8) 税制上の優遇措置

国民年金及び厚生年金の被保険者負担分の保険料は全額社会保険料控除の対象となり、厚生年金の事業主負担分の保険料は損金算入が認められている。保険型の個人年金の保険料は生命保険料控除の対象になるが、控除額は年額で最高5万円(通常の控除額年額5万円の別枠)である。

国民年金及び厚生年金の老齢年金については、公的年金等控除により税は相当減額されている。個人年金による収益は課税されている。

以上の結果をごく簡略にして、表2にまとめた。この表2である程度公的年金と私的年金との違いを理解することができるが、公私の年金を区別する最大の基準が何であるかは必ずしも明らかではない。そこで、わが国のみならず諸外国の様々な年金を念頭に置きつつ、上記の(1)～(8)のどの点が公私の年金を区別するための最もふさわしい基準であるかを検討したい。

(1) 目的

現在の厚生年金が基礎的生活費を上回る額の年金を支給している¹¹⁾ことを考えると、その年金の目的が基礎的生活費の保障かその上乘せかは公私年金を区別する重要な基準ではないと考えられる。しかし、国民の福祉向上などの公共目的を有しているか個人の生活向上だけかという目的の違いは、公私の年金を区別する一つの基準となり得

る。ただし、Ⅱで論ずる国民年金基金などについてこの基準で公私の別を論ずることには困難が伴う。事業主体の営利目的は、個人年金が常に有しているとは限らないので、必ずしも公私年金を区別する基準にはならない。

(2) 責任主体

公的年金は一般的に公的団体によって実施されているが、イギリスのように2階部分の公的年金を企業や民間金融機関に扱わせている国もある。また、郵政省が個人年金を扱っていることを考えると、責任主体が公的団体か私的団体か必ずしも重要な基準ではない¹²⁾。

(3) 適用

一般的に公的年金は強制適用であり、私的年金は任意加入であって、これを公私年金を区別する一つの基準とすることができる。ただし、スイスのように国が2階部分の企業年金を義務化しているような場合は、公私の区別の判断が難しい。

(4) 給付

一般的に、公的年金にはスライド(賃金の再評価を含む。以下同じ)があるが、私的年金にはない。公的年金は、その公共目的からして国民の生活を実質的に保障しなければならないからである。そして、このスライドは、公的年金が賦課方式で運営されていることから可能になる(その理由は、堀(1993) p.8を参照)。賦課方式というのはその時に必要な年金の費用をその時の就労世代が負担するものであるが、それが可能なのは強制

表2 国民年金及び厚生年金と個人年金保険の比較

	国民年金・厚生年金	個人年金保険
1) 目的	老後の生活費の保障 公共目的	老後の生活費の上乗せ 私的目的
2) 責任主体	国・地方公共団体	私的団体
3) 適用	強制加入	任意加入
4) 給付	スライドあり 給付反対給付均等の原則が適用されない 所得再分配あり 給付建て	スライドなし 給付反対給付均等の原則が適用される 所得再分配なし 給付建て
5) 保険料	国民年金は定額の応益負担、厚生年金は定率の応能負担	完全な応益負担
6) 財源	保険料+積立金の運用収入+公費負担	保険料+積立金の運用収入
7) 財政方式	賦課方式、修正積立方式	完全積立方式
8) 税制上の優遇措置	保険料は社会保険料控除により非課税 給付は公的年金等控除により減額	保険料は生命保険料控除により一部非課税 給付中の収益は課税

加入であるからであり、強制加入は公権力を背景としている。また、スライドがあるため、給付反対給付均等の原則は守られない。それだけでなく、公的年金の「生活保障」という公共目的を達成するため様々な所得再分配が行われるため、給付反対給付均等の原則は守られない。

これに対し、私的年金は任意加入であり、だれがいつ脱退しても問題がないように、積立方式で運営せざるを得ない。また、給付反対給付均等の原則が守られなければ、損をする者は加入しないようになり、保険としては成立しなくなる。したがって、結果として起こる寿命の長短のリスク以外の理由による所得再分配は行われない。

以上のことから、スライド、給付反対給付均等の原則及び所得再分配の有無は、公私年金を区別する重要な基準である。

公的年金は給付建てが多いが、私的年金の多くもそうであり、給付建てか拠出建てかは公私の区別の基準にはならない。

なお、一般的に私的年金と考えられる企業年金の原資は企業が負担することが多いため、給付反対給付均等の原則は成立していないかのようにみえる。しかし、企業が負担している分は賃金に転嫁されると考え、賃金の高い者が高い企業年金を受ける場合は、この原則が成立していると考えることができる。したがって、通常の企業年金は私的年金と考えるべきである。

(5) 保険料

保険料の賦課方法には、公私の年金とも様々な方法があり、それ単独では公私年金を区別する基準にはならない。ただし、応能負担と定額年金といった給付反対給付均等の原則に反する負担と給付の組合せは、公的年金でしかできない。

(6) 財源

一般に公費負担は公的年金にしかなされないが、公費負担のない公的年金もあるため、これは公私を区別する基準にはならない。

(7) 財政方式

スライドを行う公的年金は賦課方式の要素をもたざるを得ず、私的年金は完全積立でなければならないので、これは公私年金を区別する基準とな

る。

(8) 税制上の優遇措置

一般に公的年金の方が優遇されるが、私的年金も優遇されることがあるため、これは公私年金を区別する基準には必ずしもならない。

以上のことから、公的年金と私的年金とを区別する主要な基準としては、表3に掲げた六つを挙げることができる¹³⁾。この六つの基準の中でも、給付反対給付均等の原則は市場における等価交換原理の直接的な表れであり、経済システムに属する私的年金の真髄というべきものである。これに対し、政治システムに属する公的年金は、給付反対給付均等の原則にとらわれず国民の生活保障のため必要な措置を講ずることができる。したがって、公的な団体が行う年金であっても、給付反対給付均等の原則に従っているものは、私的年金と位置づけるべきである。

諸外国の年金の中には、フランスの2階部分の補足年金などのように、労使の協約に基づく年金ではあるが、スライドがなされ、賦課方式で運営されているものがある。また、シンガポールなどイギリス系植民地から独立した諸国で行われている Provident Fund は強制加入の個人積立貯蓄制度であり、1981年に強制加入の拠出建て制度に変えたチリなど南米諸国で導入された新年金制度は、公私の年金制度がミックスされたものといってよい (Queisser (1995) とそこに掲げられた文献を参照)。

わが国の年金制度にも、近年国民年金基金のような私的年金に近いものが国によって制度化されている。そこで、次の節では、わが国の各種の年金制度について、本節で検討した公私年金の区別

表3 公的年金と私的年金の区別に関する基準

公的年金	私的年金
公共目的	私的目的
強制加入	任意加入
スライドあり	スライドなし
給付反対給付均等の原則の適用なし	給付反対給付均等の原則の適用あり
所得再分配あり	所得再分配なし
賦課方式	積立方式

に関する一般的な基準を参考に、公私年金の境界のどの位置に属するかを論ずることとしたい。

II わが国の各種年金制度の公私の位置づけ

(1) 共済年金

国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法等に基づく共済年金は、基本的に厚生年金と同じであり、公的年金と位置づけることができる。ただし、共済年金には厚生年金にはない3階部分の職域年金部分があり、これは公的年金への上乗せとしての企業年金に相当するものである。しかし、この職域年金部分も、強制加入で、年金額はスライドされ、給付反対給付均等の原則は守られておらず、賦課方式の要素をもっているの、公的年金と位置づけることができる。

(2) 農業者年金基金の経営移譲年金等

農業者年金基金法は、農業経営主の若返り、農業経営規模の拡大等農業の構造改善を図るため、経営移譲年金等を支給している。この制度は、一定の者については強制加入であり、年金額はスライドされており、経営移譲年金に対する定率の国庫負担のほか大幅な国庫負担がなされている。したがって、給付反対給付均等の原則は守られておらず、賦課方式の要素をもっているの、公的年金に近いものと位置づけることができる。

(3) 厚生年金基金による年金

厚生年金保険法は、その適用事業所が厚生年金基金を設立することを認めている。厚生年金基金は、2階部分の老齢厚生年金を厚生年金に代わって支給するとともに、3階部分のプラス・アルファ部分を支給する。ただし、2階部分の年金のうち、スライドに係る部分は厚生年金本体が支給する。このため、2階部分の年金の代行部分と3階部分のプラス・アルファ部分に分けて、その性格を検討する。

まず、代行部分については、次のとおりである。基金を設立した事業所の従業員は強制加入である。年金額についてスライドはされないが、こ

れは厚生年金本体で行われるからである。厚生年金本体と同じく、保険料率に男女差や加入年齢等による差はないが、給付は賃金比例かつ期間比例である。したがって、財政方式が積立方式であることと相まって、緩やかに給付反対給付均等の原則が成立していると考えられる。しかし、この代行部分は、本来厚生年金に代わって基金が支給するものであり、厚生年金本体のスライド部分と一体的に考えるべきである。この意味で、代行部分は公的年金としての性格が濃いものとしてとらえるべきであろう。

次に、プラス・アルファ部分については、基金によって多少異なるが、おおむね次のとおりである。基金を設立した事業所の従業員は強制加入である。年金額についてのスライドはなされないのが一般的である。保険料については、厚生年金本体と同じく、男女差や加入年齢等による差はなく、給付は賃金や加入期間に比例するだけでなく、加入期間が長くなれば給付率も上昇するものが多い。これは、プラス・アルファ部分が在職年数に応じて給付率が上がる退職一時金を振り替えたものが多いからである。このため、退職事由が会社都合か自己都合かによってプラス・アルファ部分の給付率も異なり、その原資も事業主負担が多い。このプラス・アルファ部分は、事業主が負担している分が賃金に転嫁されていると考えても、給付反対給付均等の原則は厳密には守られていない。しかし、財政方式が積立方式であることもあって、私的年金に近いものととらえるべきである。

上のように代行部分とプラス・アルファ部分の性格は異なるが、この二つは法律上は一体として扱われ、またこの二つは別々に支給されているわけではない。したがって、その性格を全体としてとらえると、公的年金に近い年金と位置づけることができよう¹⁴⁾。

(4) 石炭鉱業年金基金による老齢年金

石炭鉱業年金基金法は、石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて石炭鉱業労働者の雇用の安定的確保を目的としている。この制度は、坑内において石炭を採掘する厚生年金の

Ⅲ 公的年金と私的年金との融合化

前述したように、近年諸外国で公的年金に私的年金の要素を組み込むのが一つの流れとなっている。すなわち、公的年金の民営化(チリ)、公的年金への拠出建ての導入(イタリア、スウェーデン)、公的年金の適用除外による企業年金及び個人年金の活用(イギリス)、企業年金の義務化(スイス)などであるが、これを公的年金と私的年金の融合化ととらえることができる。

このような傾向を理論的に整理し、年金制度のあるべき姿を提示したものとして、世界銀行による報告がある(World Bank (1994))。この報告は、給付建て・賦課方式で公的に運営されている現行の公的年金制度には、次のような問題があると指摘している(James (1996) p.3)。すなわち、現在の制度は、保険料が高く、早期退職を促し、公的資源の配分を誤り、長期の貯蓄を増加させる機会を逸し、低所得階層に所得再分配をすることに失敗し、意図せざる世代間の所得再分配をし、隠された将来の年金債務を増やし、財政的に維持不可能にしていると述べる。そして、このような欠陥を是正するため、現行制度を抜本的に改革して、次のような制度にすべきことを提案する。すなわち、年金の中心は民間が運営する拠出建て・積立方式・所得比例・強制加入の年金とし、これを公的に運営され租税負担による定額で最低生活保障的な年金がセイフティ・ネットとして補完する。これに任意加入の私的年金で老後の生活費を賄う3階建ての年金体系にすべきだというものがある。

この世界銀行の提案のねらいの一つは、積立方式の年金制度によって、貯蓄ひいては投資を増やし、経済を成長させることにある。もう一つのねらいは、年金を民間が運営することによって、競争と政治的中立性を確保し、制度を効率的にすることにある。この案は、現在各国が直面している低経済成長と公的年金財政の悪化を克服するために提案されたが、近年の民営化、規制緩和、小さな政府などを指向する新自由主義的な経済観・政

治観を基礎としているということができよう。しかし、世界銀行による上記の提案によってそのようなねらいが実際に達成できるかどうかについて、疑問がないわけではない(Singh (1996)を参照)。

このような世界銀行の主張や提案に対し、現在の公的年金制度を擁護する立場から、国際労働機関(ILO)及び国際社会保障協会(ISSA)のBeattie *et al* (1995)が批判を加えている。すなわち、世界銀行が非難している公的年金の問題点は私的年金にも当てはまるし、拠出建て・積立方式の私的年金は給付が不確定でインフレのリスクがあり、低所得者がリスクを負い、移行期の世代は二重の負担が課せられるなど、世界銀行の提案は「リスクが多い戦略(risky strategy)」だと評している。これに対し、世界銀行のJames (1996)が反論しているが、これらについて論ずることは本稿の課題ではない。本稿で述べ得ることは、従来のように公的年金と私的年金が完全に独立別個のものとして存在するだけではなく、公私の境界が不明確な年金も存在するようになってきたということである。

本稿で検討した厚生年金基金など公私年金の両方の要素をもつわが国の年金も、この意味で現在では必ずしも異質ではなくなっているといえることができる。最近のわが国において、低金利による基金財政の悪化などを契機として、厚生年金基金が公的年金を代行することに対して批判が高まっている(日本経済新聞社(1996)などを参照)。これとは逆に、厚生年金基金連合会の21世紀企業年金研究会による1996年11月の「企業年金の将来像」と題する報告は、公的年金の役割の縮小と、厚生年金の賃金比例部分を含む企業年金の役割の拡大を提言している。また、産業構造審議会は、公的年金の定額化と私的年金の充実を提言している(通商産業省産業政策局(1997) p.123)。

これらの制度改革の提案は、積立金による民間投資の拡大とそれによる経済成長、保険料負担の軽減による労働インセンティブと国際競争力の確保、積立金運用についての民間の活用による効率

性の確保など、上で述べた近年の諸外国の年金制度改革のねらいと軌を一にする面がある。これらの制度改革が国民の生活保障という年金制度の目的を妨げることなく達成されるかどうかについては疑問なしとしないが、この問題は堀(1997b)の第8章及び第9章で詳細に論じているので、参照されたい。

注

- 1) チリや欧米諸国の年金制度の最近の状況については、厚生年金基金連合会(1996)を参照。
- 2) 老齢年金は一定年齢への到達を支給事由とし、退職年金は退職を支給事由とするものであり、本来この二つは異なるものである。しかし、わが国では一定年齢への到達を事由に支給される年金が多いので、以下退職年金を含めて老齢年金という。
- 3) 障害や死亡の原因となった傷病を引き起こした者などに、障害年金や遺族年金の費用を負担させる制度が幾つか設けられている。労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法等の制度のほか、筆者のいう特定原因事故被害者救済法(公害健康被害の補償等に関する法律、予防接種法、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法等)等の制度である。これらは特定の不法行為による損害に対する賠償を制度化したものととらえることができ、その意味でその性格は基本的に私的なものとみることでもできる。しかし、これらの制度の中には因果関係が明確でないものに対する給付が含まれるとともに、労働者災害補償保険法などのように公的な制度として確立しているものがある。これらの制度の性格については、それが私的な損害賠償的なものか社会保障制度的なものかについては、個別の制度ごとに検討する必要がある。特定原因事故被害者救済法については堀(1994) p. 110を、その社会保障性の検討については小島(1996a)を参照されたい。
- 4) 恩給法においては、公務員は原則として俸給月額2%を国庫に納金しなければならなかった。また、国会議員互助年金法においては国会議員は歳費月額9.9%を国庫に納付しなければならないので、これらは一見すると保険料であるかのように見える。しかし、この国庫納(付)金が給付の財源になるわけではなく、また給付額との関係も薄いため、保険料ととらえるのは困難である(鳥山(1987) pp. 2-3を参照)。なお、現在では恩給法は一般の公務員に対しては適用されていないが、執行官については執行官法附則13条の規定により、恩給法の例により普通恩給等が支給されている。

地方議会の議員については、地方公務員等共済組合法に基づいて退職年金が支給されるが、その財源は議員の報酬に対する保険料とその積立金の運用収入及び地方公共団体による負担金によって賄われているので、保険ととらえることができる。

- 5) 貯蓄型の個人年金としては、銀行による年金型預金、信託銀行による個人年金信託、証券会社による証券型年金などがある。勤労者財産形成促進法に基づく財形年金には、貯蓄型も保険型もある。
 なお、住宅及び土地を担保に定期的に一定額の融資を受け、死後その不動産を処分して借入金を返済するいわゆるリバース・モーゲージは、この種の私的年金として位置づけることができる。貯蓄という流動資産の代わりに、住宅及び土地という固定資産を取り崩すだけの違いしかないからである。わが国では、公的なリバース・モーゲージとしては武蔵野市、世田谷区などによるものがあり、私的なものとしては(信託)銀行によるものがある。なお、アメリカの公的なリバース・モーゲージ(Home Equity Conversion Mortgage: HECM)制度では、長生きや高金利などによる担保切れのリスクに対し住宅・都市開発省(Department of Housing and Urban Development)の連邦住宅局(Federal Housing Administration)が保険を提供している(シルバーサービス振興会(1995))。
- 6) この型の個人年金としては、生命保険会社による個人年金保険、簡易生命保険法に基づく郵政省による年金保険、農業協同組合法、漁業協同組合法及び生活協同組合法に基づく年金共済などがある。最近、信託銀行及び損害保険会社も、この型の年金を商品化している。
- 7) 私的年金や公的年金でも厚生年金基金などは「保険料」ではなく「掛金」という語を用いているが、本稿ではすべて「保険料」で統一する。
- 8) 社会保険がこの原理に即しなければならないことについては、山口(1995) p. 11を参照。このほか、社会保険の原理については、堀(1994) p. 44以下、堀(1997a) p. 43以下などを参照。
- 9) この第3号被保険者制度については、専業主婦を優遇するものだと批判されているが、堀(1995)、堀(1996)、堀(1997b)などはこの制度は社会保険の原理に即した合理的なものであると反論しているため、参照されたい。
- 10) ただし、基礎年金の費用は、国民年金、厚生年金及び共済年金の各保険者からの拠出金で賄われ、これらの保険者は積立金を有しているため、その積立金からも拠出されていると考えられる。必ずしも賦課方式と割り切るのは問題かもしれない。

- 11) 片働きであった被用者夫婦に対する現在のモデル老齢年金月額23万2600円は、老夫婦に対する現在の生活保護費の額14万8747円(夫72歳, 妻67歳, 1級地1の生活扶助(第1類, 第2類, 老齢加算)額プラス住宅扶助額)をはるかに上回っている。
- 12) ただし, 庭田(1991) p. 306は, 簡易年金保険を含めた簡易保険は「第二の社会保険的保険, 社会化保険としての性格」をもつと述べている。
- 13) 井口(1990) p. 231は, 公的年金の機能的特徴として, ①強制加入であること, ②垂直的所得再分配システムが組み込まれていること, ③新規裁定年金額の算定に当たって実質的従前所得保障機能が組み込まれていること, ④既裁定年金については物価又は賃金スライド方式が採られていること, 及び⑤給付の主要な財源は被保険者本人ないし事業主に対し課される保険料ないし目的税であり, 一般財源負担はあっても従たる地位にとどまっていることを挙げている。厚生省年金局数理課(1995) p. 251は公的年金と私的年金の違いを第6-11表として掲げ, 地主(1991) p. 344は公的年金の特徴を5項目挙げ, 庭田(1982) pp. 141-143は公的年金と個人年金の相違点を11項目挙げている。堀(1994) pp. 45-46は, 社会保険と私的保険との相違を論じているので参照されたい。
- 14) 小島(1996b) p. 203は, 厚生年金基金は私的保険よりも社会保険に近く, 当事者の最終的な裁量の余地を若干残した社会保険の一種と考えるのが適当であるとしている。ただし, 従来厚生年金基金については, 一般の企業年金と同じように位置づけられてきた。
- 15) 厚生省児童家庭局(1981) p. 19は, 「扶養保険は親の自らの拠出によって相互扶助の精神で私的保険の利用等によって成立している。その基本的性格はあくまでも私的保障制度である」と述べている。ただし, この本の発行後公費負担が行われるようになっている。

引用文献

- 井口直樹(1990)「個人年金保険の限界と公的年金制度」, 金森久雄他編『高齢化社会の経済学』, 東京大学出版会。
- 厚生省児童家庭局監修(1981)『心身障害者扶養保険ハンドブック』, 社会福祉事業振興会。
- 厚生省年金局数理課監修(1995)『年金と財政』, 法研。
- 厚生年金基金連合会編(1996)『諸外国の企業年金制度 近年の動向と発展』, 社会保険研究所。
- 小島晴洋(1996a)「特定原因事故被害者救済制度の社会保険性」, 総理府社会保障制度審議会事務局『高齢社会における社会保障体系のあり方』。
- (1996b)「企業年金の法理論」『季刊・社

- 会保障研究』32巻2号。
- シルバーサービス振興会(1995)『老後の生活資源としての高齢者の資産活用及び意識の実態に関する調査研究事業報告書』。
- 地主重美(1991)「高齢化社会における公私年金の調整」『季刊・社会保障研究』26巻4号。
- 通商産業省産業政策局編(1997)『日本経済の構造改革 産業構造審議会総合部会基本問題小委員会中間とりまとめ』, 東洋経済新報社。
- 鳥山郁男(1987)『新版 恩給法概説』, ぎょうせい。
- 日本経済新聞社編(1996)『年金の誤算』。
- 庭田範秋(1982)「公的年金と私的年金との調整」, 社会保障研究所編『年金改革論』, 東京大学出版会。
- (1991)「新種保険としての社会保険」『季刊・社会保障研究』27巻3号。
- 堀 勝洋(1993)「公的年金のスライドについて」『季刊年金と雇用』12巻2号。
- (1994)『社会保障法総論』, 東京大学出版会。
- (1995)「第3号被保険者制度と損得」『週刊社会保障』1860号, 1995年10月23日。
- (1996)「女性と年金」『季刊・社会保障研究』31巻4号。
- (1997a)「高齢者の介護および医療に係る社会保険方式と社会扶助方式」『医療と社会』6巻4号。
- (1997b)『年金制度の再構築』東洋経済新報社。
- 山口浩一郎監修(1995)『改正雇用保険制度の理論』, 財形福祉協会。
- Beattie, Roger and McGillivray, Warren (1995) "A risky strategy: Reflections on the World Bank Report Averting the old age crisis", *International Social Security Review*, Vol. 48, No. 3-4/95.
- James, Estelle (1996) "Providing better protection and promoting growth: A defense of Averting the old age crisis", *International Social Security Review*, Vol. 49, No. 3/96.
- Queisser, Monika (1995) "Chile and beyond: The second-generation pension reforms in Latin America", *International Social Security Review*, Vol. 48, No. 3-4/95.
- Singh, Ajit (1996) "Pension reform, the stock market, capital formation and economic growth: A critical commentary on the World Bank's proposals", *International Social Security Review*, Vol. 49, No. 3/96.
- World Bank (1994) *Averting the old age crisis: Policies to protect the old and promote growth* (World Bank Policy Research Report), Oxford University Press.
- (ほり・かつひろ 上智大学教授)